

地域コミュニティ施設の今後の在り方について

1 児童館・老人憩の家の現状

本市では、349施設766棟の公共建築物を保有しており、各施設が設置目的に沿った行政サービスを提供することで、市民の生活利便性や市民サービスの質の向上に寄与しています。そのうち、地域住民が主な利用者である児童館及び老人憩の家については、地域の集会施設あるいは地域行事の開催場所等として、多くの市民が利用することができるコミュニティ施設としての役割を果たしています。近年の少子高齢社会の進展等を踏まえ、地域に根差した学習活動や仲間づくりの場として、地域コミュニティの拠点となる施設が果たす役割は、今後、ますます増加することが見込まれます。

(1) 施設数及び主な対象者

対象施設	施設数	主な利用対象者
児童館	38 施設 (12 館が公民館や老人憩の家との複合施設)	満 18 歳に満たない者
老人憩の家	42 施設 (10 館が児童館との複合施設)	利用者の制限なし

(2) 設置根拠及び目的

対象施設	設置根拠	目的
児童館	児童福祉法	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。
	厚木市立児童館条例	児童福祉法の規定に基づき、児童の健康を増進し、情操を豊かにするための施設として、厚木市立児童館を設置
老人憩の家	老人憩の家設置運営要綱 (厚生省)	市町村の地域において、老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする。
	厚木市立老人憩の家条例	老人の教養の向上と心身の健康増進を図るほか、地域住民の相互交流を促進するため、厚木市立老人憩の家を設置

老人憩の家については、従来は60歳以上の利用を原則としていましたが、誰もが利用できる開かれた施設となるよう、平成20（2008）年に条例を改正しました。

(3) 計画上の位置付け

厚木市公共施設最適化基本計画（以下「基本計画」という。）及び厚木市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）における児童館及び老人憩の家の位置付けは、次のとおりです。いずれの施設についても、施設の今後の方向性として「多世代交流による地域コミュニティ形成の場となるよう施設の在り方について検討を進めます」としています。

施設名	今後の方向性（抜粋）
児童館	原則として、新たな施設整備は行わず、地域単位で設置されている小・中学校、公民館及び老人憩の家との適正配置を検討し、施設総量の抑制を図ります。また、児童数の減少及び高齢者の増加を踏まえ、 <u>多世代交流による地域コミュニティ形成の場</u> となるよう、施設の在り方について検討を進めます。
老人憩の家	原則として、新たな施設整備は行わず、地域単位で設置されている小・中学校、公民館及び児童館との適正配置を検討し、施設総量の抑制を図ります。また、高齢者の増加及び児童数の減少を踏まえ、 <u>多世代交流による地域コミュニティ形成の場</u> となるよう、施設の在り方について検討を進めます。その際は、自治会が設置している自治会館の設置状況や地域性なども考慮します。

2 これまでの検討経過

(1) 小中学校と児童館・老人憩の家との複合化に関する基本的な考え方

基本計画及び個別施設計画に基づく小中学校と児童館・老人憩の家との複合化について、令和4年度に検討を行い、次のとおり、基本的な考え方を整理しました。

施設名	基本的な考え方の詳細
児童館	児童館は、施設利用者の多くが児童であることから、施設の利便性向上、放課後の居場所づくりの充実の視点から、大きな効果が期待できることなどを踏まえ、 <u>小中学校との複合化を行うこととします。</u> なお、複合化に当たっては、既存施設が立地する学区や老朽化状況などを踏まえて検討を行います。
老人憩の家	老人憩の家は、利用実態から学校運営の兼ね合いで利用制限が必要になること、また、不特定多数の方が利用する施設であることから、防犯対策としての諸室の配置や利用者の行動制限などのセキュリティ対応が必須となることなどを踏まえ、 <u>小中学校との複合化は行わないこととします。</u> なお、現在、多世代交流による地域コミュニティ形成の場となるよう、施設の在り方について検討を進めています。今後、検討結果をまとめる中で、施設整備の考え方を示します。

3 老人憩の家に関する今後の検討事項

(1) 地域コミュニティを形成する場としての仕組みづくり

地域コミュニティを形成する場としての仕組みづくりについては、現在の利用状況等から課題等を整理した上で、より多くの世代の市民が気軽に利用することができるよう具体的な施策の検討を行う必要があります。

(2) 施設の在り方

施設の在り方については、利用者の利便性の向上などに配慮するとともに、公共施設の総量抑制の観点を踏まえ、他の地域対応施設である公民館や児童館との複合化を含め、検討を行う必要があります。

4 地域コミュニティを形成する場としての仕組みづくりの検討

(1) 課題の整理

ア 老人憩の家については、従来は60歳以上の利用を原則としていましたが、平成20（2008）年に条例を改正し、年齢を問わず誰もが利用できる開かれた施設として設置しています。一方で「老人憩の家」という施設名称であることから、現状の利用者については、高齢者が中心となっています。

イ 高齢者の社会的孤立が問題視される中、世代間交流による人間関係の拡大を図ることのできる場は重要度を増しています。より多くの異なる世代の方が気軽に利用できるよう、特に児童・生徒や若年層、中年層が施設を利用する際の障害を取り除くための取組が必要です。

(2) 取組の方向性（案）

老人憩の家の利用者層の偏りを解消するため、施設名称の見直しについて検討を行います。施設名称を見直した場合、年齢を問わず誰もが利用できる開かれた施設としての認知が広がり、現状では利用が少ない児童・生徒や若年層、中年層の施設利用につながることを期待できます。

5 施設の在り方の検討

施設の在り方については、利用者の利便性の向上などに配慮するとともに、公共施設の総量抑制の観点を踏まえ検討します。児童館については、小中学校との複合化を行う考え方を示していますが、既存施設の立地環境等を理由に小中学校との複合化を行わない施設等もあることから、引き続き、施設の在り方について検討を行う必要があります。

現時点で検討が必要と想定されるパターンは、次のとおりです。

- (1) 単館で設置されている児童館（26館）
- (2) 単館で設置されている老人憩の家（32館）
- (3) 児童館・老人憩の家の複合施設（10館）
- (4) 公民館と複合化している児童館（2館）